

【暴風警報発表】 及び【地震発生】等 緊急の措置について

- ◆これは、気象警報が発表された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。
- ◆緊急時には、様々な混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。
- ◆児童の安全確保を第一に考え、下記の通りご対応ください。

暴風警報発表時の措置 …… 北大阪（茨木市）に暴風警報が発表

1	午前7時の時点で【暴風警報】発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに【暴風警報】解除の場合	解除の時点で安全に留意しながら登校（給食あり）
3	午前9時に【暴風警報】が解除されていない場合	臨時休校

- * 午前9時までに解除されて登校する場合、給食はあります。その後、午後の授業を受けてから、児童は下校します。
- * 【大雨】【大雨・洪水】の警報の場合は、通常通り授業を行います。
- * 登校後に【暴風警報】が発表された場合は、原則、その時点で集団下校となります。
- * 【特別警報】が発表された場合は、【暴風警報】発表時と同様の措置を取ります。

地震発生時の措置

1. 大地震【震度5弱以上】が発生した場合（茨木市）		
①	始業前	臨時休校
②	授業中	授業中止：児童は学校待機となり、保護者引渡しの措置を取ります 翌日：臨時休校の連絡が無い限り、登校する
③	放課後	翌日：臨時休校の連絡が無い限り、登校する
2. 【震度4以下】の地震が発生した場合（茨木市）		
①	学校施設の被害状況及び通学路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をしますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

- * 学校が臨時休校になった日及び、暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。
- * その他の緊急事態につきましては、別途連絡いたします。